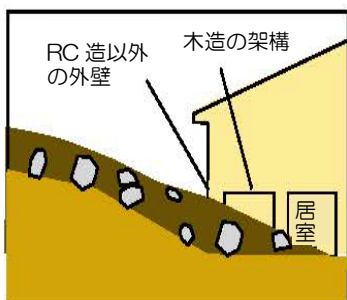


福岡市住宅・建築物土砂災害対策改修事業の補助制度について

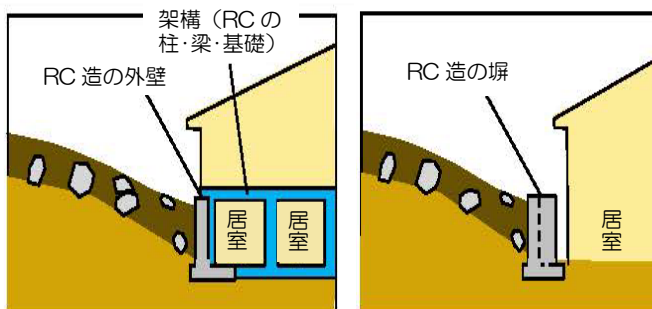
1. 制度概要

土砂災害特別警戒区域内にある住宅及び居室^{※1}を有する建築物で、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を補助します。

●土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



●土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

2. 補助対象住宅等

土砂災害特別警戒区域内にある住宅及び居室を有する建築物のうち、次の要件を満たすもの。

- 土砂災害特別警戒区域の指定の際、現に存し、又は現に工事中であったもののうち、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合しない構造であるもの
- 国、地方公共団体及び独立行政法人並びに国又は地方公共団体の出資等を受けた法人の所有でないもの

※1 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。(建築基準法第2条第1項第4号)

3. 補助対象者

土砂災害対策改修を実施する者で、次の要件を満たすもの。

- 補助対象住宅等の所有者又は建物の区分所有等に関する法律第3条に規定された建築物及び敷地等を管理するために区分所有者全員で構成された団体の代表者
- 市税の滞納がないこと
- 過去に同一敷地内に存する他の補助対象住宅等において、本補助金の交付を受けていないこと

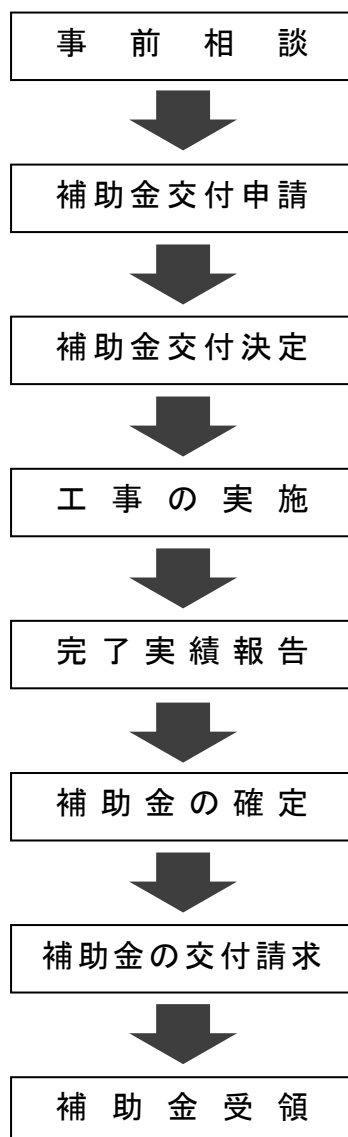
4. 補助金額

$$(\text{補助対象経費})^{※2} \times 23\% = (\text{補助金額})^{※3}$$

※2 補助金の交付の対象となる経費をいい、土砂災害対策改修に係る工事費とする。ただし、330万円を限度とする。

※3 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、75万9千円を限度とする。

5. 補助金交付までの流れ



●事前相談が必要です。

補助申請にあたっては、補助対象要件等の確認のため事前相談を行っていただきます。
※ご相談の際には、『配置図』『平面図』『現況写真』等をお持ち下さい。

注意！

●交付決定前の実施は補助対象となりません。

補助金交付決定前に、工事又はその契約を行ったものについては、補助の対象とはなりません。必ず補助金交付決定後に実施して下さい。

●敷地単位で1回の補助となります。

補助金交付は、敷地単位とし、同一敷地内での申請は、1回のみとなります。

敷地内に複数棟の対象建物がある場合は、過去の本補助金の交付の有無をご確認ください。

問い合わせ先

福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課

住所 福岡市中央区天神1丁目8の1

電話 092-711-4573 FAX 092-733-5584

E-mail kenchikushido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp